

政策保有に関する方針および議決権行使についての考え方

2015.12.11

新光商事

取締役会

1. 基本的な考え

当社および当社グループの子会社は純投資以外の政策投資株式を保有しておりますが、方針については以下の通りであります。

当社の政策投資株式は現在及び将来の当社のビジネスにとって有用であるか否かを保有基準とします。また、投資額が連結純資産の1%を超える銘柄については、毎年取締役会にてその継続・非継続を検討するものとします。

更にその議決権の行使についての基準は以下の通りとします。

実質的にガバナンスが不十分でないことを確認したうえで、議案に対して当社の保有目的に明確に反する内容である場合は否決とし、それ以外は賛成とします。

2. 政策保有株式ならびに議決権行使に関する手順

当該具体的手順については経理規定、議決権行使規準書に従うものとする。

3. 事務局

当該事務局は総務部総務課並びに経理課として担当役員を責任者とする。

以上